

【憲 法】

問題 次の文を読み、設問に答えなさい。

A神社は、全国に多数存在するB神社の総社としてC市内に所在する神社であり、宗教法人である。A神社は、古来からその存在がよく知られており、例年多数の初詣の参詣客が訪れるだけでなく、平素に訪れる参詣客等も相当多数に上っており、地元にとって、A神社は重要な観光資源としての側面を有する。近年では、世界的に有名なガイドブックに掲載されたこともあり、外国人観光客の数も急増している。

2010年には、文化的、歴史的、観光的意義の高いA神社がC市に存在することに注目するDが、「地域活性化」、「観光振興」、「A神社の世界遺産登録」を公約として、C市長に当選した。

A神社は、鎮座2000年を記念して、2014年に1週間にわたり「御鎮座二千年式年大祭」（以下、「大祭」という）を行うことを決めた。2011年、大祭に係る諸事業の奉賛（注）を目的とする団体として大祭奉賛会が発足した。大祭奉賛会の規約では、大祭に係る諸事業の奉賛が目的として掲げられたほか、事業内容として、大祭の斎行（祭事や祈祷等の行事を行うこと）、本件神社の諸施設（青少年育成や滝行の場としての禊場、奉納された絵馬を一堂に掲載する施設等）の工事、A神社史の発刊等が挙げられた。大祭奉賛会の事務局はA神社内に置かれた。大祭のための事業予算の半分は、A神社が負担し、残りは募金によって集める予定である。大祭奉賛会のメンバーは氏子および信者であるが、A神社の宮司Eが、宮司という肩書きでメンバーに名前を連ねている。また、C市長Dも、大祭奉賛会の顧問である。顧問は同会の会長の諮問に応じ、又は会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

2011年7月18日（祝日）、C市長Dは、C市内の民間ホテルFで開かれた奉賛会の発足式に来賓として招かれ、C市職員の運転する公用車を使って出席し、C市において果してきたA神社の役割を賞賛すると同時に、C市の地域活性化にさらに協力してほしいという趣旨の祝辞を述べた。発会式の式次第は、開会の辞、会長あいさつ、来賓祝辞、役員紹介、来賓紹介、事業計画説明、宮司御礼の言葉、乾杯及びあいさつ並びに閉会の辞というものであり、関係者約120名が出席し、約40分程度で終了した。

（注）神社・仏閣などの仕事につつしんで賛助すること。

設問 以上の事例につき、憲法上の問題点をあげて論じなさい。